



公印省略

31健第258号
平成31年4月18日

ふくおか健康づくり県民会議構成員 各位

福岡県保健医療介護部健康増進課長
(健康づくり係)

「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について

平素より、ふくおか健康づくり県民運動の推進について、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「健康増進法の一部を改正する法律」の施行により、平成31年7月1日より、行政機関の庁舎や学校、病院では、原則敷地内禁煙となり、特定屋外喫煙場所以外での喫煙が禁止されます。また、平成32年4月より、その他の多数の者が利用する施設でも、原則屋内禁煙となり、喫煙専用室を除いて喫煙が禁止されることとなります。

つきましては、別添のとおり厚生労働省よりチラシが配布されましたので、貴団体での周知ならびに法律を遵守した対応をお願いいたします。

【参考】

受動喫煙対策特設サイト（厚生労働省）

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

「受動喫煙対策推進啓発ツール（ポスター・チラシ）」ページ

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/download/>